

[事案 20-70] 契約転換無効確認請求

・平成 22 年 4 月 28 日 裁定打切り

< 事案の概要 >

妻によりなされた契約転換は、契約者の意思にもとづかないもので無効であり、転換後契約の既払込保険料と転換充当額の合計金額を返還して欲しいとし、申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 17 年、従来から加入していた保険を、転換制度を利用して現契約に加入し直したが、その際、下記のとおり、営業担当者の不当な行為により、無断で転換されたものであり、正当に契約が交わされたものではない。契約転換は無効であり、転換後契約の既払込保険料と転換充当額の合計金額を返還して欲しい。

- (1) 妻に前契約の保険金受取人の変更手続の連絡を依頼したのみであり、妻も本件申込書が転換契約の申込書であることを認識していなかった。
- (2) 申込書に署名押印したのは妻であり、妻にかかる転換契約をなす権限を与えていない。
- (3) 営業担当者は、契約者不在を承知の上、自宅を訪問し、契約者以外の者(妻)に対して、設計書等の交付や保険契約の内容等の説明もないまま、記名押印を促し、新たな保険に転換させた。
- (4) 営業担当者は、契約者である自分とは一度も会っていない。電話もなく、転換に関する説明もなかった。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、転換契約は有効であり、申立人の請求に応じられない。

- (1) 申立当初より、申立人の妻より「申込書は自分が書いた。思っていた内容と違う」との申し出を受け付けている。
- (2) 申立人と支社次長とのやり取りの中で「契約のことは妻に任せているので判らない」との発言があった。
- (3) 申立人は診査を受診している。
- (4) 当契約は、申立人の加入意思のもと、申立人の妻が申込書等を代筆したものであって、契約は有効と判断している。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、当事者双方から提出された書面および申立人、営業担当者からの事情聴取の内容にもとづき審理を行ったが、下記のとおり、訴訟により裁判所の判断を得ることが相当との結論に達し、生命保険相談所規程第 38 条 1 項(4)により、その理由を明らかにして、裁定手続きを打ち切ることとした。

- (1) 本件において、申立人が妻に対して自己を契約者、被保険者とする保険契約の解約及び新たな契約をなす個別的な代理権、あるいは保険契約を妻の判断に従って任意に選択し、締結する等の保険の管理ともいうべき包括的な代理権を授權していれば(文書によることは必要ではない)、本件契約は有効に成立していることになる。
- (2) 本件において、かかる代理権の存否を判断するに關係する事実としていくつかの事実が挙げられるが、これらの事実は必ずしも代理権の存在に決定的な事実とは言えない。一方、代理行為の相手方である保険会社は、代理権の存在を証明すべき責任があるが、上記事

実のみではその証明があったとまでは評価できず、これを最終的に判断するためには、本件契約の中心となる申立人の妻あるいは申立人の母親(保険会社の営業担当者を紹介する等、契約に関与した可能性がある) の尋問をしなければならない。

(3)しかし、当審査会には当事者以外の者の供述を求める手続きも権限も存在しないから、本件について適正な結論を得るには、訴訟により裁判所の判断を得ることが相当との結論に達した。